

○木曾広域連合職員の分限に関する条例

〔平成11年4月1日〕
条例第8号

改正 平成14年 3月 5日 条例第1号 平成28年 3月 1日 条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の事由の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(降給)

第2条 職員が勤務実績が良くない場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

(降任、免職及び休職の手續)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職し、又は前条の規定に該当するものとして職員を降給する場合は、人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。）又は勤務の状況を示す事実を照らして行わなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当する場合は、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的事実に基づいて行わなければならない。

4 法第28条第1項第4号の規定に該当する職員を降任又は免職する場合において、当該職員のいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が定める。ただし、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条に定める不利益取扱の禁止の規定に違反して、これを行うことはできない。

5 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合については、任命権者が定める。

- 2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 3 任命権者は、前各項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。
- 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、休職期間中条例で特別の定めのあるほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の特例)

第6条 任命権者は、法第16条第2項の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとすることができる。

- 2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、取り消された日にその職を失う。

(委任規定)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、連合長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日に、現に休職を命ぜられている職員の取扱は、次の各号による。
 - (1) 第4条第1項及び第2項の規定は、休職発令日にさかのぼって適用する。
 - (2) 第5条第2項の規定は、この条例施行の日から適用する。

附 則 (平成14年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。